

葛尾村住宅用再生可能エネルギー設備設置費補助制度

住宅用再生可能エネルギー設備 補助金申請受付中！

住宅用の再エネ設備の設置費用を

最大50万円まで補助します

(設備によって補助率、補助上限額は異なります)

※各機器ごとに2回まで申請可能です。

太陽光発電設備の場合、10kWを超える設備は対象外です

申請締切

2027年 **2/27** まで



葛尾村総務課復興推進室 (担当: 田中)

TEL: 0240-23-5200 FAX: 0240-29-2123

申請から補助金交付までの流れ

①対象設備設置



②交付申請

提出先: 葛尾村役場 復興推進室 (0240-23-5200)

提出書類

共通部分

- 補助金交付申請書(様式第1号)
- 対象機器を設置した住宅の位置図
- 対象機器を設置した場所の写真(工事前・工事後)
- 対象機器の設置に要した契約書等の写し
- 納税証明書
- 建物の登記事項証明書または固定資産税納付内訳書
- 補助金の振込先口座の通帳写し

住宅用太陽光発電設備

- 電力会社との電力受給契約書の写し
- 設置工事完了日を証する書類の写し

蓄電池設備

- 電力会社との電力受給契約書写し
- 設置状況を示す図面及び位置図
- 対象設備の仕様を示す書類
- 設置工事完了日を証する書類の写し
- 対象設備がSii登録機器又はこれと同等と認められることを示す書類

電気自動車

- 車検証の写し

電気自動車等充電設備、太陽熱利用設備、風力・小水力発電設備、バイオマス燃料ストーブ設備、地中熱利用設備

- 設置状況を示す図面及び位置図
- 対象設備の仕様を示す書類
- 設置工事完了日を証する書類の写し

③交付決定



④補助金交付

補助金の交付対象となる機器

交付対象機器	設備設置等の基準	補助金額
住宅用太陽光発電設備	1) 定格出力が10kW未満の太陽光発電システムであるもの 2) 増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であること 3) 未使用品であること	補助金額は、10万円に補助対象システムの最大出力(単位はkWで表示するものとし、小数点位下2桁未満の値があるときは、2桁未満を四捨五入して得た値であって、出力が5kWを超えるシステムについては5kWとする。)を乗じて得た額とし、限度額は50万円とする
蓄電池設備	1) 一般社団法人環境共創イニシアチブ(Sii)の補助対象機器として登録された家庭用蓄電池又はこれと同等と認められるもの * 同等品を導入する場合はメーカーの証明を添付。 2) 住宅用発電システムと系統連系したシステムであること 3) 未使用品であること	設備本体及び当該設備の設置に要する経費の総額に2分の1を乗じて得た額と50万円を比較して、いずれか少ない額
電気自動車	1) 電気自動車等(EV、PHV)で、災害発生等による停電時に電力を供給できるもの 2) 使用の本拠地が村内であること 3) 新規登録であること 4) 新規登録後5年間は、登録の異動をしないこと 5) リースまたはレンタルで使用する車両ではないこと	車両本体価格に10分の1を乗じて得た額と30万円を比較して、いずれか少ない額
電気自動車等充電設備	住宅への電気自動車等(EV、PHV)の充電設備を設置するもの(本体分) 電気自動車等(EV、PHV)とあわせて申請可	設備本体及び当該設備の設置に要する経費の総額に4分の1を乗じて得た額と15万円を比較して、いずれか少ない額
太陽熱利用設備	次の①又は②のいずれかに該当する設備(未使用品であること) ① 住宅の屋根等に設置し、太陽熱エネルギーを集めて給湯に利用する太陽熱温水器 ② 住宅の屋根等に設置し、不凍液等を強制循環する太陽集熱器と蓄熱層から構成され、給湯や冷暖房に使用するソーラーシステム	設備本体及び当該設備の設置に要する経費の総額に2分の1を乗じて得た額と50万円を比較して、いずれか少ない額
風力・小水力発電設備	風力又は水力で発電を行う設備で発電した電力を何らかの形で利用しているもの(未使用品であること)	設備本体及び当該設備の設置に要する経費の総額に2分の1を乗じて得た額と30万円を比較して、いずれか少ない額
バイオマス燃料ストーブ設備	木質ペレット又は薪を燃料として住宅内部の暖房用として設置するもの(未使用品で1台5万円を超えるものであること)	設備本体及び当該設備の設置に要する経費の総額に2分の1を乗じて得た額と30万円を比較して、いずれか少ない額
地中熱利用設備	住宅に地中熱を利用した冷(暖)房等システムを設置するもの(未使用品であること)	設備本体及び当該設備の設置に要する経費の総額に4分の1を乗じて得た額と50万円を比較して、いずれか少ない額

Q&A

Q1. 10kw以上の太陽光パネルを設置した場合、10kwを越えない部分は補助対象になりますか？

A1. 10kwを越える施設は家庭用とは考えられないため対象外です。

Q2. 福島県の「住宅用太陽光発電設備等補助制度」と併用できますか？

A2. 併用可能です。

Q3. 電気自動車、電気自動車等充電設備に加えて、住宅用太陽光発電設備を設置したいと思っていますが大丈夫ですか？

A3. 電気自動車及び電気自動車等充電設備については、併せて1回と数えるため、可能です。

Q4. 複数の機器を複数回に分けて購入したいと考えています。何回まで申請できますか？

A4. それぞれの機器ごとに2回まで可能です。

Q5. 平成24年度に村内の家に太陽光パネルを設置した後、家庭の事情で転出しましたが補助の対象となりますか？

A5. 住民の早期帰還を促すための施策であるため対象外です。

Q6. 震災後、村内の家に太陽光パネルを設置しましたが、事情があり取り外しました。この場合も補助対象となりますか？

A6. 継続して使用していただくことが前提となるため対象外です。

Q7. これから家を新築し、再エネ設備を設置する予定ですが、補助金はもらえますか？

A7. その時点の予算次第であるため、お問い合わせください。

Q8. 自宅兼店舗スペースに再エネ設備を設置した場合、補助対象となりますか？

A8. 補助対象外です。ただし住宅用として整備する場合は対象です。

Q9. 1つの敷地に別世帯の方が住んでいますが、同じ敷地内にそれぞれ設置した設備に対して別々に申請を行った場合、補助金は出ますか？

A9. 明確に建物が分かれており、生活が別々に営まれている場合は対象となります。

Q10. 電気自動車は中古車も対象ですか？

A10. 新規登録であることが必要なので、新車限定となります。

Q11. 電気自動車の補助金を受けた後5年以内に事故で車を廃車にした場合、補助金返還の必要はありますか？

A11. やむを得ない事情と判断し、必要はありません。

Q12. 同じ種類の設備を2つ申請した場合、補助対象となりますか？

A12. 対象となる場合、ならない場合がありますので導入前にご相談ください。

詳しくは、葛尾村のホームページから交付要綱をご確認下さい。



お問い合わせ

葛尾村役場復興推進室

☎ : 0240-23-5200